

# 高齢者虐待防止指針

2021.11.25 改 定

2025.12.2 一部改定

## ・・・目 次・・・

1. 虐待の防止に関する基本的考え方
2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
4. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
5. 成年後見制度の使用支援に関する事項
6. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
7. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

## 1. 虐待の防止に関する基本的考え方

- 高齢者の尊厳を保持するため、いかなる時も利用者に対して以下に定義されるいずれの虐待行為も行ってはならない。

- ①身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ②介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ③心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
- ⑤経済的虐待：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

- 当施設では虐待発生防止に努める観点から「虐待防止検討委員会」を設置する。  
なお、本委員会の運営最高責任者は当施設の施設長とし、「虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者）」を兼任する。その他の構成員は毎年各部署より選任することとする。また、委員会の構成員より毎年委員長を選出、委員会の司会や研修等実際の運用上の責任者とする。
- 身体拘束適正化委員会や、関係する職種、取り扱う事項が相互に関係が深い場合には、他の会議と一体的に行う場合があり、加えて当施設に併設して展開する事業又は、法人内別事業と連携して虐待防止検討委員会を開催する場合がある。
- 会議の実施にあたっては、テレビ会議システムを用いる場合がある。その際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守する。
- 虐待防止検討委員会は、定期的（おおよそ3か月に1回、初回開催時に次回以降の開催日を議題として決定）に開催する。
- 虐待防止検討委員会では、具体的には、次のような内容について協議・検討するものとする。

- イ. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- ロ. 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ. 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ. 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ. 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ. 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト. 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

### 3.虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

#### ●研修プログラム

当指針及び「綾瀬市高齢者虐待防止・早期発見・早期対応フローチャート」や「高齢者虐待防止マニュアル・高齢者虐待発生後の対応マニュアル（共に神奈川県作成）」を元に研修プログラムを作成、新規職員のオリエンテーション時、及び年度内に定期的（年2回）に施設内研修を実施する。

#### ●研修の内容について

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

### 4.虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

#### ●施設内で虐待（を疑われる）事案が発生した場合の報告体制

本人や家族から相談を受けたり、虐待（を疑われる）現場を目撃またはそれにより生じた（可能性のある）怪我などを発見した職員は、まずは速やかに各部署の責任者へ報告し、あわせて施設長等に報告すること。

#### ●虐待防止検討委員会の緊急開催について

報告を受けた施設長等は速やかに虐待防止委員を招集、同委員会を緊急開催する。委員会では当事案の内容について精査し、最短で解決できる様最善を尽くすものとする。

#### ●検討内容

当該利用者の安全確保・事実確認・組織的な情報共有と対策の検討、本人及び家族

への謝罪や説明、関係機関への報告、原因分析と再発防止の取り組み等について検討する。

#### ●市町村への通報・報告について

市町村への通報・報告は、利用者・家族への事実確認や職員への聞き取り調査の結果から「虐待の疑いあり」と委員会で判断された段階で行うこと。

#### ●相談・通報者の保護

施設長等の管理者や現場の責任者は、相談や通報を行った職員が解雇や処分・職員間の転職など不利益な扱いを受けないよう配慮すること。

### 5.成年後見制度の使用支援に関する事項

#### ●利用者の権利擁護や虐待防止のための環境設定の一環として、必要に応じ、行政及び各地域包括支援センターと協力・連携し、成年後見制度の使用を支援する。

### 6.虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

#### ●神奈川県が作成した「高齢者虐待発生後対応マニュアル」に基づき、速やかに以下の対応を進める。

- ①利用者への対応：状態の確認・安全確保
- ②家族への対応：報告・謝罪、法的対応等（事前準備・整備）
- ③職員への対応：虐待者の確認・調査、就業規則等に基づく処分の検討
- ④他の職員への対応：正確な情報の共有、施設全体の問題としての注意喚起、  
今後の対応策の検討・実施など
- ⑤相談・通報者の保護
- ⑥行政への報告・調査への協力
- ⑦発生要因の分析シート（別紙1）及び改善計画書（別紙2）の作成、提出  
：「高齢者虐待発生後対応マニュアル」別紙1・2及び記入例を参照
- ⑧改善計画に基づいた再発防止策の実施：次の点について注意し実施すること。
  - ・実施した内容を具体的に記録に残す。
  - ・再発防止策の達成度と効果を評価する。
- ⑨改善状況についての報告：経過及び改善状況について文書にまとめ、決められた期日内に行政へ提出・報告する。

## 7.利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

- 当指針においては、施設の利用者・家族他訪問者がいつでも自由に閲覧出来る様、当施設1F事務所横の掲示板に常時掲示するとともに、ホームページ上でも公表する。